



広報

4

# 安芸太田

No. 163

平成30(2018)年 4月号



## 目次

- ②土木・耕地事業や住宅事業などの各種補助金 ③定住支援
- ④農業・林業・畜産・有害鳥獣などの各種補助制度
- ⑤アダプト制度 ⑥トピックス安芸太田
- ⑧地域おこし協力隊だより ⑨GO!GO! 加計高通信
- ⑩平成30年度春季の民泊受入家庭2次募集  
個性ある地域づくり事業
- ⑪ヘルスツーリズム通信、温井自然観察と春の山菜を食す会
- ⑫国民健康保険からのお知らせ ⑬みんなの国民年金
- ⑭人権 ⑮安芸太田町公衆衛生推進協議会からのお知らせ
- ⑯ごみの分別にご協力をお願いします ⑰介護保険
- ⑱給食サービス通信
- ⑲安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

- ⑲高齢者生活支援移動活発化事業
- ⑳「通いの場づくり」第2弾スタート!  
各種手当額が改定予定
- ㉑健康プラザ ㉒消費生活ホットライン
- ㉓安芸太田町職員不祥事に関する再発防止策  
の実施状況
- ㉔おしらせ~Information~
- ㉕国際交流だより、春の献血のお知らせ
- ㉖図書館だより
- ㉗当番医、今月の納税等、粗大ごみ収集日程  
し尿収集日、月例ウォーキング
- ㉘祝卒業、初めての誕生日

# 平成30年度 土木・耕地事業や住宅事業などの 各種補助金のご案内

◆各種事業の申請は必ず事前に行うことが必要です。  
 該当の事業を行うまでに必ずお問い合わせください。

●問い合わせ先  
 建設課 ☎28-1962

## 安芸太田町土木・耕地事業等補助金

公共用道路や農業用施設等の維持修繕と災害復旧のため、国県の補助対象事業とならない事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付します。

事業名	採択基準	補助率
公共用道路整備事業	受益数 2戸以上 工事費 100万円を限度とし、7万円未満は対象としない。 幅員 2.0m以上（災害復旧は除く。）	工事費の5/10以内
かんがい用排水施設（ため池含む。）	受益数 2戸以上 工事費 100万円を限度とし、10万円未満は対象としない。	工事費の4/10以内
とうしゅこう 頭首工整備事業	受益数 2戸以上 工事費 100万円を限度とし、10万円未満は対象としない。	工事費の4/10以内

## 住宅改修助成

- 補助対象者** 自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事（工事費50万円以上）をする方
- 助成対象工事** (1) 町内に本店または支店を有する建設業者が施工する工事  
 (2) 平成31年3月31日までに完了する工事  
 (3) 修繕や増改築の工事について、町他制度の助成を受けていない者
- 補助内容** 工事費に要する費用の10%の額かつ10万円を限度とする

## 空き家解体補助事業

- 補助対象者** 空き家の所有者若しくは相続人または敷地の所有者若しくは相続人
- 助成対象工事** (1) 安芸太田町内に存する木造建築物である空き家  
 (2) 老朽化等により倒壊または外装材の落下等により近隣および道路等に重大な損害または周辺の住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがあり、別途定める判定基準で一定の基準に達するもの  
 (3) 町内に本店または支店を有する解体業者が施工する工事
- 補助内容** 解体に要する費用の1/3の額かつ30万円を限度とする

## 木造住宅耐震診断補助事業

- 補助対象者** 耐震診断を実施する住宅の所有者または所有者に準ずるもの
- 助成対象工事** (1) 安芸太田町内に存する木造戸建て住宅（併用住宅も含む）  
 (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの  
 (3) 在来軸組構法または伝統的構法で建築されたもの  
 (4) 地階を除く階数が2以下であること  
 (5) 所有者等の居住実態が有るもの  
 (6) 本事業による補助を受けていないもの
- 補助内容** 耐震診断に要する費用の1/3の額かつ3万円を限度とする



# 定住支援



## のご案内

町では、定住支援策として、下記に該当する方へ補助制度を設けています。いずれの制度もご利用の際は、必ず事前の申請が必要です。お早めにご相談ください。

### 子育て世帯 定住応援制度

- 〔内 容〕 対象住宅の新築（500万円以上）、中古住宅（300万円以上）の場合  
**25万円**（転入者50万円）  
対象住宅の改修（50万円以上）の場合  
**25万円**（転入者50万円）〔修繕費の1/2〕  
その他、町内産木材利用や12歳以下の子どもが同居する場合は、さらに補助金額が加算されます。
- 〔対 象 者〕 補助金申請日において、夫婦のいずれかが満40歳以下または満12歳以下の子がいる世帯（出産予定の世帯も含む）

### 定住促進 奨励制度

- 〔内 容〕 固定資産税額（家屋）の2分の1を課税後10年間助成
- 〔対 象 者〕 ・新築住宅を建設または購入される満45歳以下の方で、定住または10年以上の長期にわたって町内に居住される方  
・賃貸住宅を3戸以上建設される方（年齢制限なし）
- 〔申請期限〕 建設完了または購入契約締結後60日以内

### Uターン世帯 定住応援制度

- 〔内 容〕 町内業者の施工による対象住宅の改修費（100万円以上）の2分の1  
**85万円**（上限）
- 〔対 象 者〕 定住の意思をもって転入し、安芸太田町に在住する親族と同居する方

### 定住促進空き 家活用制度

#### ■空き家改修事業

- 〔内 容〕 居住することを目的に空き家を改修した費用の2分の1（上限75万円）を助成
- 〔対 象 者〕 ・空き家の所有者  
・空き家の購入者又は借受者  
空き家に定住目的で入居し、住民登録後5年以上引き続き定住される方  
・町税等の滞納、その他町に対する債務の不履行がない方  
・改修完了後、速やかに住民登録される方
- 〔対象物件〕 ・町内にある個人所有の家屋で、現にその家屋に居住者がいない空き家  
・改修費用の助成を受けていない空き家

#### ■家財品処分事業

- 〔内 容〕 空き家バンクに登録することを条件に、空き家に残存する家財の処分に係る費用の2分の1（上限5万円）を助成
- 〔対 象 者〕 ・空き家の所有者  
・定住予定者
- 〔対象物件〕 空き家バンクに登録してある家屋で処分費用の助成を受けていない家屋

### 高速道路通勤 費補助制度

- 〔内 容〕 通勤区間の高速道路料金のうち、割引適用後の金額を対象とし、1か月を20日で計算した額の2分の1に相当する額を助成（5年間のみ）
- 〔対 象 者〕 ・平成19年4月以降新たに転入された65歳以下の方で、引き続き5年以上町内に居住する意思がある方  
・町税等の滞納のない方  
・高速道路の利用区間が100km以内の方（通勤手当に高速道路利用にかかる手当等を含んでいない場合に限る。）

●問い合わせ先／地域づくり課 ☎28-2112

# 平成30年度

## 農業・林業・畜産・有害鳥獣などの

## 各種補助制度のご案内

◆各種事業の申請は、必ず事前に行うことが必要です。

該当の事業を行うまでに、必ずお問い合わせください。

●問い合わせ先

産業振興課 ☎28-1973

区分	補助事業名	補助する事業の内容	補助率
農業関係	転換水田整備事業	●明暗渠排水施設の整備に要する経費を補助します。	事業費の4/10以内
	営農用施設機械器具整備事業	●ビニールハウスの整備に要する経費を補助します。 ※規模30㎡以上の新設のビニールハウスの設置。 ※規模100㎡以上の耐雪型ビニールハウスで、新規就農者、農業生産法人、認定農業者等が新設する場合。 ※いずれも、町内や町外で野菜などを出荷、販売されている方、またはこれから出荷、販売される方。	事業費の1/2以内
	畦畔改良整備事業	●畦畔改良の整備に要する経費を補助します。 ※新規整備に限ります。	1㎡当たり1,500円以内
	6次産業化推進支援事業	●新たな特産品開発に要する経費を補助します。 ※町内の地域資源を活用し、生産、加工、出荷、販売するものに限ります。	事業費の1/2以内
	祇園坊柿買取価格補償事業	●祇園坊柿の出荷に要する経費を補助します。 ※安芸太田祇園坊柿加工販売協議会に出荷するものに限ります。	生柿50円/kg
	祇園坊柿苗木更新植栽事業	●祇園坊柿の苗木を新たに購入する経費を補助します。 ※JA広島市が取扱う苗木に限ります。	1/2以内
畜産関係	循環型農業推進事業	●町内農家が地域内生産堆肥として購入した場合、町内生産堆肥事業者に補助します。	販売費用の1/2以内
林業関係	流域森林整備事業	●造林保育事業（下刈り、除伐、枝打ち、雪起し、新植、保育間伐、架線搬出間伐）を10a以上実施する際に実施経費を補助します。	県の造林事業標準単価の1/10
	ペレットストーブ等購入促進補助事業	●町内の住宅等にペレット・薪ストーブを新たに購入設置する経費を補助します。	直接経費の1/3以内（限度額有）
	林地残材搬出奨励金事業	●林地残材を搬出した際の木材の購入に要する経費を補助します。 ※太田川森林組合への登録が必要となります。 ※搬出先は太田川森林組合に限ります。 ※林地残材は2㎡に玉切りし、薪は長さ40cmの四つ割りで1束が30cmになるよう針金等で縛り、出荷してください。	・林地残材 1㎡当たり6,000円 ・薪 20束当たり4,000円
	木製品プレゼント事業	●町産材を使用して延床面積70㎡以上の住宅を新築される方を対象として、木材使用量に応じてポイントを付与します。ポイントは家具など木製品に交換できます。	1㎡当たり10,000円分のポイントを付与 上限200,000円分
	自伐型林業普及支援事業（木材流通経費支援） <b>新規事業</b>	●町内原木市場への出荷運賃に要する経費を補助します。 ※出荷先は、広島林産中市協同組合に限ります。	1㎡当たり2,000円 伐採地から原木市場までの距離により変動します。
有害鳥獣関係	有害鳥獣被害防止対策事業	●有害鳥獣による農林水産物等への被害を防ぐために要する経費を補助します。 ◆新設：電気柵、トタン等の防護柵などを新設する場合。 ※すでに設置しているものの修繕は対象になりません。 ◆増設：猪被害用からサル被害用に増設する場合。 ※町村合併前に国・県の事業で地区内全体に防護設備を設置された地区の方は、事前に必ずご相談ください。	事業費の1/2以内
	狩猟者免許（第一種・第二種・わな）取得奨励事業	●狩猟者免許（第一種・第二種・わな）取得に要する経費（受験料、講習会受講料） ※町有害鳥獣捕獲班員になることを要件とします。	定額



# 安芸太田町 アダプト制度

## 活動団体募集!

昨年度から始まった事業で、現在8団体、約100名の方が安芸太田町アダプト制度に登録いただき活動を行っています。これからも、より多くの皆さんの参加をお待ちしております。

**アダプト**とは、英語で「養子縁組をする」という意味です。清掃活動等を通じて、道路などの公共空間を「わが子のように面倒をみる」ことをアダプト活動と呼んでいます。

### 安芸太田町アダプト制度とは

安芸太田町が管理している町道などで学校や企業、地域の皆さんに清掃草刈等の活動を町が支援する制度です。

### 対象となる活動

町が管理する町道などで行う、清掃除草活動などが対象です。

### アダプト制度を利用するには

この制度を利用して活動するためには、事前にアダプト認定団体として登録する必要があります。登録の際は申請が必要で、一定の条件があります。

- 地域住民や地域の企業などにより、構成される団体であること
- 町が管理する町道100m以上または河川50m以上の区間で年3回以上活動が実施可能であること
- 活動が営利目的で行われるものでないこと など

### どんな支援を受けられる?

アダプト活動認定団体に対して、町は次の支援を行います。

- アダプト活動に係る関係保険の加入
  - アダプトサイン（表示板）の設置
  - アダプト活動に対する奨励金の交付
- ※奨励金の交付には別途手続きが必要です。  
詳しくはお問い合わせください。



上堀清掃クラブの皆さんの活動の様子

●申込み・問い合わせ先／建設課 ☎28-1963

## 広島県アダプト制度について

- 広島県の管理する国道・県道・河川についてのアダプト活動は広島県のホームページをご覧ください。
- 広島県ホームページのトップページから「まちづくり地域振興」をクリックし、「アダプト制度情報サイト」のバナーをクリックしてください。
- 広島県アダプト制度のしくみ、広島県アダプト制度認定申請の手続き、質疑応答集などを掲載しています。

●問い合わせ先／広島県西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課 ☎0826-22-0545



広島県アダプト制度  
マスコットキャラクター  
アダピィ

## 長年の活動、お疲れ様でした 『加計リサイクルを広める会』が活動を終える

川本洋子さん（加計空条）が代表を務めるボランティア団体『加計リサイクルを広める会』が、この度その活動を終えられました。

この『加計リサイクルを広める会』は、平成18年ごろ発足した団体で、地域の方から日常生活から出るリサイクル可能な資源（空き缶、古新聞紙など）を収集して回収業者に売却（月に約1万円）した資金を基に、主に加計市街地の東側にある月ヶ瀬公園の環境整備を行ってこられました。

こうした活動により、荒れ放題だった同公園も今ではさまざまな

イベントも行われるなど、憩いの場としてかつての姿を取り戻しています。

その他にも、旧加計駅周辺の環境整備にも取り組まれ、その活動は町内にも広がりました。

この度、10年余りにおよぶ活動を終えるにあたり、活動で残った資金25万円を安芸太田病院へ寄附されました。

加計リサイクルを広める会の皆様には、長年の環境整備活動と安芸太田病院への寄附に感謝申し上げるとともに、今後のご活躍をお祈りします。

## 加計認定こども園あさひ 幼年消防クラブが感謝状

園児への防火教育や加計地区商店街での園児たちによる火災予防パレードが、防火防災意識普及啓発活動として認められ、広島市安佐北消防署長から感謝状をいただきました。

園児たちは最後に「ぼくたち、わたしたちは、絶対に火遊びはしません」と誓いの言葉を述べました。



## 文化財防火訓練

文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいています。

安芸太田町では、3月4日、町指定文化財（建造物）『円光寺の山門』が所在する、寺領の「円光寺」を訓練場所として、地元自治会の方と消防団、安佐北消防署安芸太田出張所との合同で文化財防火訓練を実施しました。



## 第7回オソラカンカップアルペンスキー大会

3月4日、恐羅漢スノーパークで「第7回オソラカンカップ」が開催されました。小学生から大人まで県内外から40名の参加があり、これまでの練習の成果を競い合いました。

### ◎大回転結果

（町内関係者のみ掲載）

〈小学生低学年男子の部〉

旗門不通過 矢立 陸（正殿）

〈小学生低学年女子の部〉

1位 栗栖 姫久（上殿）

2位 栗栖 実咲（上殿）

〈小学生高学年男子の部〉

1位 本家 広大（戸河内松原）

〈小学生高学年女子の部〉

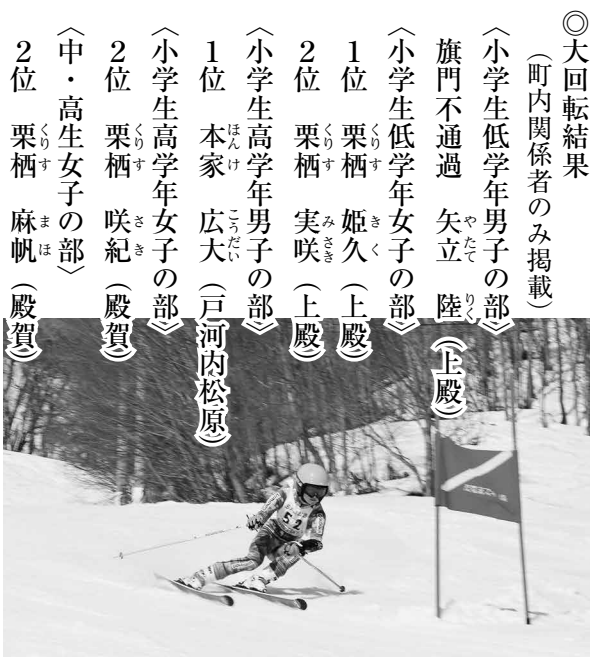
2位 栗栖 咲紀（殿賀）

〈中・高生女子の部〉

2位 栗栖 麻帆（殿賀）



安芸太田町体協 矢立 陸  
選手による選手宣誓



## 第28回けんみん文化祭 芸北地区フェスティバル 山県地区大会

第28回けんみん文化祭芸北地区フェスティバル山県地区大会が、3月11日、北広島町の千代田開発センターで開催されました。

平成30年度県大会の予選として、安芸太田町から2団体が出場し、それぞれ日頃の成果を発揮して素晴らしい演技を披露されました。その演技で多くの観客を魅了し、見事、最優秀賞に「玉翠流翠混会安芸太田」、優秀賞に「広島県民踊協会加計川北支部」の皆さんが受賞されました。

おめでとございます。



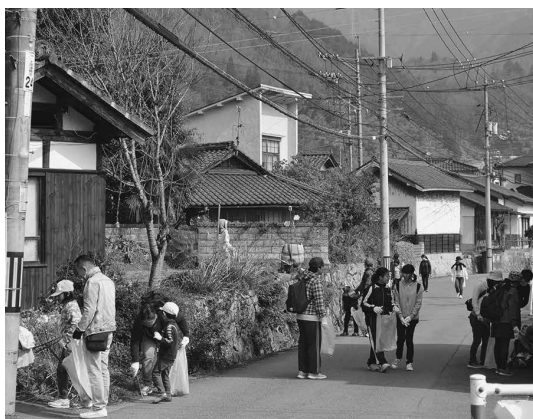
## そろばん教室表彰

そろばん教室は、社団法人全国珠算教育連盟広島県支部の協力をいただき、安芸太田町内小学校の児童を対象に、毎週火曜日の午後6時から7時まで川・森・文化・交流センターの大会議室で栗栖貞文講師（公益社団法人全国珠算教育連盟広島県支部副支部長）の指導で開講しているものです。

平成29年度そろばん教室最終日の3月20日に中組里香さん・松枝友輝さん・藤本夕真さんが日頃の努力を認められ、公益社団法人全国珠算教育連盟から表彰されました。おめでとうございます。



## 町子連主催 「親子クリーンハイキング」開催!



午後は、講師の先生に教わりながら、クッキーとケーキを子どもたちだけで作りました。チョコやアーモンド等、思い思いのトッピングをし、きれいにこんがり焼くことができました。ケーキは、苺とクリームの素敵なショートケーキができました。

最後は、みんなで作ったクッキーを持って記念撮影! とっても美味しくできました。

親子クリーンハイキングは、筒賀村時代から子ども会を取り組んでいる行事で、子どもと大人が一緒に清掃活動を行い、子どもの郷土への愛着を深め、地域の美化意識を高めることを目的に実施しています。

今年度は3月25日に加計地域で開催し、子ども14名、大人19名の合計33名が参加しました。

午前は、川・森・文化・交流センターを出発し、かけはし、山県警察署の前を通過し、川・森までの道のり約4kmの道沿いにある空き缶などのゴミを拾い、清掃活動を行いました。



「地域おこし協力隊」は、総務省の事業で都市部など地域外の人材を過疎地域の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持と強化を図る取り組みです。

# 地域おこし協力隊 隊員だより 61



## 3年間ありがとうございました



小西俊二隊員

還暦を過ぎた年齢のせいか帰郷してからの3年間は、とても短く感じました。先日、仕事で長年住み慣れた横浜、東京の雑踏を歩きながら、とても息苦しさを覚えました。帰りに新幹線停電事故にあい8時間かかって帰宅したとき、ここが同じ日本かと思うほどの静寂に、とても心が和みました。

この3年間、地元の人たちや行政の職員の人たちに支えられたおかげで、生まれ故郷に定着できましたことを皆様に感謝申し上げます。

退任後は、2年前に起業した一級建築士事務所の仕事を中心に、この3年間に見聞した経験をもとに、自分にできる町の再生活動（空き家マッチングリノベーション）に地道に取り組みたいと思っています。

町内で利用計画のない不動産に悩まれている方がおられれば、提携不動産業者と共にお手伝いさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。



服部美樹子隊員

遂にこの時が来てしまいました。地域おこし協力隊として、3年間の任期を全うできたのも、町民の皆様が助けて下さったおかげです。本当にありがとうございました。

協力隊としての3年間、外国人観光客の誘致・受入、田舎体験・民泊受入や安田女子大学と連携した困りごと解決プロジェクトなど、さまざまな交流体験事業に携わってきましたが、代々受け継がれてきた伝統や事業に対する熱い想いとお客様に対するまっすぐな姿勢、協力隊としてこの町にやって来た私ですが、皆様に【協力してもらい】、教えていただければかりの3年間だったと振り返っています。

協力隊として本紙を通して皆様にご挨拶させていただくのは最後になりますが、この3年間の経験を活かし、今度は私が少しでも皆様にこの感謝の気持ちをお返しさせていただきたいと思っています。卒業後も変わらぬお付き合いの程、よろしく願いいたします。ありがとうございました!!



河野宏史隊員

こんにちは。地域おこし協力隊の河野宏史です。約3年間の任期を終えて、この3月で協力隊を卒業しました。

町に来る前までは鉄鋼関係の仕事をしていたため、観光振興および地域振興等の知識が全く無かった私に、地域および関係者の皆様から丁寧にご指導いただきましたこと深く感謝申し上げます。

4月から別の地で新たな道をスタートしておりますが、引き続き、なんらかの形で安芸太田町とつながっていければなと思います。





## ◆◆ GO!GO! 加計高通信 第47号 ◆◆

## 全校生徒が居ながらにして国際交流のできる学校

第69回  
卒業式

3月1日、加計高校から35名の卒業生が旅立ちました。厳粛な雰囲気の中、卒業生は誇らしげな表情で式に参加しました。

卒業生代表答辞では、佐々木俊宏君が、今までの思い出を語り、感謝の言葉を述べるとともに、「別れの日はいずれ必ずやってきます。この加計高校での生活を精一杯楽しみ、やりたいことに存分に挑戦して、心残りの無いように過ごしてください。」と後輩への最後のメッセージを贈りました。



## 卒業生進路体験発表会

3月9日、今年度卒業生8名を迎えて、卒業生進路体験発表会を行いました。

少し大人気な表情となった卒業生たちは、颯爽とスーツ姿で登場し、貴重な自らの成功体験や失敗体験を後輩たちに語ってくれました。自分が学習してきたノートの束を掲げたり、面接ノートの説明を事細かに説明したりと、少しでも後輩のためになればとお話をしてくれました。



# 平成30年度春季の民泊受入家庭（2次募集）について

安芸太田町田舎体験推進協議会

平素より当協議会事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年度も安芸太田町へ多数の生徒さんが来町されます。現在、春季（4～6月）の民泊受入れについて受入家庭を募集していますが、どの学校も定数に達していません。一層のご協力を願うとともに新規にご登録いただける家庭のご参加をお待ちしています。

詳しくは、安芸太田町田舎体験推進協議会 ☎28-1961にお問い合わせください。

	日付	受入学校		生徒数 ※2	募集 家庭数 ※2	残り受 入軒数 ※2
		所在	学校名			
1	4/25(水)～26(木)	兵庫県	尼崎市立園田中学校 ※1	120	33	14
2	5/12(土)～13(日)	大阪府	八尾市立高美中学校	125	36	17
3	5/15(火)～16(水)	大阪府	大阪市立大正北中学校	127	37	14
4	5/17(木)	大阪府	大阪市立南港北中学校	97	—	—
5	5/17(木)～18(金)	佐賀県	唐津市立西唐津中学校	65	19	10
6	5/19(土)～21(月)	大阪府	大阪市立生野中学校	102	30	8
7	5/23(水)～25(金)	佐賀県	唐津市立鏡中学校	115	33	19
8	5/27(日)	大阪府	大阪市立高津中学校	128	—	—
9	5/30(水)～31(木)	大阪府	羽曳野市立高鷲南中学校	145	42	24
10	6/1(金)～3(日)	神奈川県	海老名市立柏ヶ谷中学校 ※1	120	35	16

※1 北広島町との合同受入になります。

※2 この数字は3月末時点のもので、変動する場合があります。

## 募集！安芸太田町個性ある地域づくり事業

地域の特色を活かした地域づくり活動に対し、最大30万円を助成します！

対象者	町内に活動の拠点を置き、5人以上で構成する団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの活性化につながる活動</li> <li>地域における助け合いや連帯感を育てることに寄与する活動</li> <li>地域の資源、伝統、文化等を活かし、継承していく活動</li> <li>地域間または都市等の交流の促進に寄与する活動</li> <li>地域の公共施設等を住民の手で整備する活動</li> </ul>
助成額	助成対象事業に要する経費の3分の2以内（30万円を限度）
募集期間	平成30年5月18日(金)まで
選考方法	審査会において申請団体より事業内容の説明を受けて、助成の可否を決定します（交付決定は5月末を予定）。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成団体の上限は、選考後2団体としますので、申請を行っても選定されない場合があることをご承知ください。</li> <li>助成に当たっては、その他留意事項があります。</li> </ul>

●問い合わせ先●  
地域づくり課  
☎28-2112





# 雪フェス&雪ナイト(モニター)開催!

今年はたくさん雪が降りました。この宝を活用しない手はない!ということで、冬にも雪山で体験できる企画を作るためにモニターを実施しました。

ソリ遊び、雪板、イグルーを作る体験、クロスカントリースキーやスノーシューを履いての登山など、あらためて雪山の可能性を知ることができました。

夜にはグラウンドにてキャンドルをともし体験や夕焼けを見ながらのスノーシューを履いてのウォーキングを体験しました。安芸太田の美しい夜空の星を見ていただいて、いつもと違う一日になったかと思います。

来年は商品化してたくさんのお客様に喜んでいただけるイベントにします。



みんなで作ったイグルー



クロスカントリー初体験



カヤックも登場



スノーシューハイキング

●問い合わせ先/安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会(商工観光課) ☎28-1961

## 第10回 温井「自然観察と春の山菜を食す会」

**参加者募集!**

温井ネットワークでは、自然観察会と春の山菜を食す会の参加者を募集します。

◆日時...5月7日(月) 9:00~ ※雨天決行

◆集合場所...杉の泊ホビーフィールド

◆参加費...2,000円/人

◆募集人数...50人

◆申込締切...5月1日(火)

※定員になり次第、締切とさせていただきます。

◆持参物...軍手、歩きやすい靴、エプロン

講師  
武内一恵 先生



●申込・問い合わせ先/商工観光課 ☎28-1961

**春は、就職や退職など異動の季節です。**  
**国民健康保険に加入・脱退するときには、窓口での手続きが必要です。**  
**14日以内に役場本庁住民生活課または各支所へ届け出をしてください。**



〈国保の資格異動手続き一覧〉

	手続きが必要なとき	届出に必要なもの
<b>国保に加入するとき</b>	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた資格喪失証明書等、印鑑
	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者資格喪失証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
<b>国保をやめるとき</b>	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
<b>その他</b>	住所、世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	保険証、印鑑

**注意!**

- ◇すべての届出の際に、マイナンバー（個人番号）と本人確認（運転免許証等）ができるものがが必要です。
- ◇加入の届け出が遅れると被保険者となった時点（届け出日ではない）までさかのぼって保険税を納めなければならなくなります。
- ◇脱退の届け出が遅れると保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費は、あとで返していただくことになります。

●問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

**住宅の新築・リフォームの計画はありませんか** 広告

一級建築士が住まいのご相談に乗ります。  
見積は無料です。お気軽にご相談ください。

その他こんな事も...

- 畦畔・農業施設
- 宅内排水工事
- 浄化槽設置工事
- 空家の管理

土木・建築設計施工  
一級建築士事務所

**筒賀建設株式会社**

本社／安芸太田町大字中筒賀540-2  
事務所／安芸太田町大字上殿1791-1  
☎0826-28-1877

**ひろしま環境の日**

広島県では、毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定めています。まずは、できることから!!みんなでエコな活動を率先して実践していきましょう。

**5月5日(土)のテーマは、**

**外出時は自転車や公共交通機関を利用しよう!**

●問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116

# みんなの国民年金

住民生活課

年金手帳

## 平成30年度 国民年金保険料について

### ●国民年金保険料の金額

平成30年度の国民年金保険料額は、月額16,340円です。

### ●国民年金保険料の前納

平成29年4月から、従来の口座振替に加え、現金（納付書）納付・クレジットカード納付でも2年前納を行うことが可能となりました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年なら14,420円、1年前納なら3,480円、6か月前納でも800円の割引になります。また、口座振替制度を利用すると、毎月払いと比べて2年前納なら15,650円、1年前納なら4,110円、6か月前納でも1,110円の割引となり、大変お得です。

◎口座振替・クレジットカードの納付には、次の方法があります。

- (1) 2年（4月～翌々年3月分）分の前納
- (2) 1年（4月～翌年3月分）分の前納
- (3) 6か月（4月～9月分、10月～翌年3月分）分の前納
- (4) 毎月（早割、口座振替のみ）
- (5) 毎月（割引なし）

※口座振替及びクレジットカード納付による4月からの前納（2年分、1年分、6か月分早割）の新規申込みは2月末で受付が終了していますが、現金（納付書）での前納の納付は可能です。前納を希望される方は年金事務所にお問い合わせください。



今年3月5日から、年金の資格取得、種別変更、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等の届出・申請に際し、原則としてマイナンバー（個人番号）を記載して届出・申請を行っていただくこととなります。

これまで必要だった書類の提出が不要になるなど、利便性が向上しますので、マイナンバーの記載にご協力をお願いいたします。

届出の際には、「マイナンバーカード」、「通知カード」等番号が確認できる書類とあわせて運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いします。



### 問い合わせ先

- 年金加入者ダイヤル 0570-003-004（ナビダイヤル）
- 広島西年金事務所 ☎082-535-1505 広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階
- 住民生活課 ☎28-2116 ●加計支所 ☎22-1111 ●筒賀支所 ☎32-2121

# 一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり

## 外国人の人権

数々の感動を与えてくれた冬季オリンピック・パラリンピックが閉幕し、いよいよ2年後は東京で夏季オリンピックが開催されます。それに伴い、外国人と接する機会が今後ますます増加することが予想されます。

しかし一方で、外国人などの差別につながるヘイトスピーチと呼ばれる言動が深刻な社会問題となっています。

平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

この法律は、海外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするものです。

最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々をその出身であることのみを理由に一方的に日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動が見られます。人種、出身国、宗教や性的指向、性別など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したりする言動が一般にヘイトスピーチと言われています。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つける集団で行う差別行為そのものです。

国際化社会の進展に伴い、外国人と接する機会が増加した今、私たち一人ひとりが、それぞれの国の文化や宗教、生活習慣などを正しく理解し、差別や偏見のない明るい社会を共に築いていきましょう。



○くらしの総合相談所（人権擁護委員）毎月第2木曜日 10:00～15:00

4月12日(木)…坂原コミュニティセンター

5月10日(木)…安芸太田町役場東館

○人権擁護委員、役場（本庁・各支所住民生活課）においても相談に応じています。

電話相談窓口（法務省人権擁護局 全国人権擁護委員連合会）平日／午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番

0570-003-110

ゼロ ゼロ みんな の ひやくとおぼん

女性の人権ホットライン

0570-070-810

ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン

子どもの人権110番

0120-007-110

ゼロ ゼロ ナナ の ひやくとおぼん



●問い合わせ先／住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121

# 安芸太田町公衆衛生推進協議会からのお知らせ

安芸太田町公衆衛生推進協議会の推進委員は、各地区から選出されています。推進委員を中心に町民の「環境」と「健康」をコミュニティで守るために組織されており、地域社会の健全化を目指して活動しています。

## 健康づくり（健康診査）推進講演会

3月5日、安芸太田病院大会議室にて、公衛協「健康づくり推進講演会」を開催しました。

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構 藤井先生を講師にお招きし、「大腸がんと生活習慣病～精密検査を受けよう～」をテーマにご講演いただきました。

講演会には、多くの方にご参加いただき、ご自身やご家族の健康について考えていただくことに繋がったと思います。

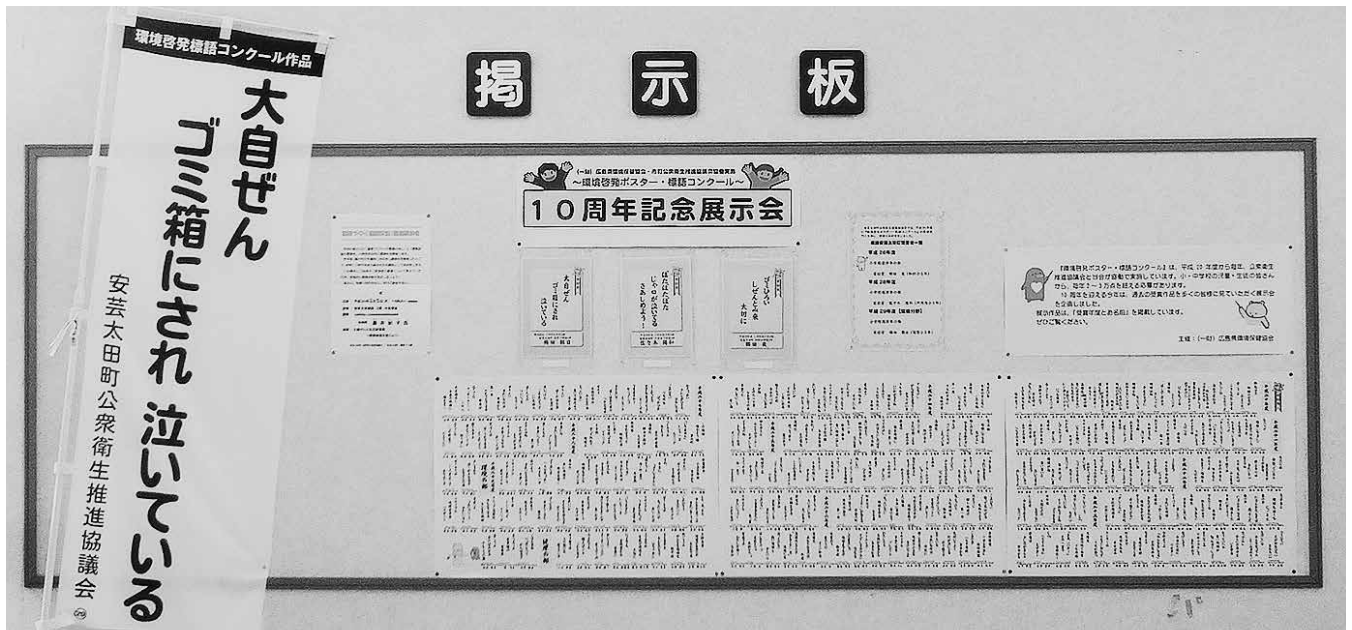
皆さん、定期的に健康診査を受診しましょう。



「自らの健康は自らで守る」  
進んで受けます健康診査

安芸太田町公衆衛生推進協議会

## 環境啓発標語コンクール10周年記念巡回展示会



3月2日から11日まで、加計ショッピングセンターにて、展示会を開催しました。

「私たちがすむ地球を守ろう」をテーマに、学校や地域で学んだり、経験したことが活かされた町内児童の過去4年間の作品他、本事業各賞受賞作品（町内作品3点および県内作品）をご覧いただきました。皆さん、環境保全について考えていただけましたか？

公衛協では、これからも、皆さんと一緒に住み良い生活環境づくりに取り組んでいきます。

公衆衛生推進協議会の事業は、皆様からの環境健康募金、会費、町補助金等を財源として活動しており、平成29年度は、募金738,500円、会費502,800円のご協力をいただきました。ありがとうございました。今後とも、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先／各地域の公衆衛生推進委員、または事務局へお問い合わせください。

【事務局】 役場 住民生活課 ☎28-2116 加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121



～ごみの再資源化・削減に取り組みましょう～

# ごみの分別にご協力をお願いします

## 黄色いチラシには理由があります。(家庭ごみを収集できない場合)

### 下記の事項に該当しますので収集できません

\_\_\_月 \_\_\_日 \_\_\_に発行しています。

- 指定袋で出してください。
- 指定袋が間違っています。
  - ・『燃えるごみ・資源ごみ・燃えないごみ・プラスチックごみ』の指定袋で出してください。
- 正しく分別されていません。
  - ・飲み物の缶・缶詰の缶 以外 は 資源ごみ・燃えないごみです。
  - ・食物のビン 以外 は
  - ・缶、ビン、古紙類、衣類・布類 は、別々の袋で出してください。
  - ・( )を取り除いて下さい。
  - ・ペットボトル は、毎月 第 1 月曜日 に収集します。
  - ・衣類・布類、古紙類 は、毎月 第 3 月曜日 に収集します。
- 中身・付属物・汚れは取り除いて洗ってください。
- キャップ・ふた・ラベルは、はずして分別して出してください。
- 重すぎます。 10kg 未満にしてください。
- 粗大ごみですか、10 kg 未満にして指定袋に入れてください。
- ポツクルでは処理できません。購入された業者などにお問い合わせください。

ご不明な点は、お問い合わせください。  
ポツクルくろだお TEL (0826) 23-1120

集積所に出されたごみが、何らかの理由で収集できない場合、左記の黄色いチラシが貼付してあります。なぜ収集できなかったのか、その理由(分別や指定袋の間違いなど)を簡単に表記してあります。

出されたごみにこのチラシが貼付されて集積所に残っている時は、記入されている内容をご確認いただき、収集できる状態に直されたうえで再度集積所に出してください。

また、不明な点があればお問い合わせください。皆様のご協力をお願いします。

### ワンポイント!!

※ビンのラベルを剥がす必要はありません。

※スプレー缶は穴を空ける必要はありません。中身を使い切って捨てるようにしてください。

●問い合わせ先／衛生対策室(ポツクルくろだお) ☎23-1120 住民生活課 ☎28-2116  
加計支所 ☎22-1111 筒賀支所 ☎32-2121 安野出張所 ☎23-0301

## 困難な除雪作業の新たな支援の仕組みづくり

～『雪かきボランティア派遣事業』の実証実験が実施されました～

今冬は数十年ぶりとも言われる豪雪にみまわれ、町の北部地域では、高齢者宅を中心に雪かきなどの除雪作業が大きな負担となりました。

2月中旬の豪雪を契機に、戸河内松原自治会から高齢者宅の除雪の相談を受けた町社会福祉協議会では、同自治会や町と協議をしながら、安芸太田町が大規模な災害を受けた時に設置される災害ボランティアセンターと同じ仕組みで、雪かきボランティアを町内外から募集し、被災地(松原地区)に派遣する実証実験に取り組みました。

3月4日に実施された今回の実証実験では、町内から修道振興協議会からの5人を含む7人と、広島市内から3人、県外から4人の計14人の作業ボランティアが参加し、午前と午後屋根からの落雪などで家の周囲にまだ1m以上残る2世帯の雪かきを行いました。

参加されたボランティアの皆さんは、スコッ

プヤスノーダンプを使って汗だくになりながら、作業をされていました。

今回の取組みは、新年度以降今年のような大雪が降った際、雪かき等で困られている高齢者世帯等への新たな支援制度の創設につなげられる予定です。





# 安芸太田町の介護保険料が決まりました

第7期（平成30年度から平成32年度）の安芸太田町介護保険料が決まりました。

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、介護報酬の改定、介護給付費に係る負担割合の上昇（22%→23%）などに加え、高齢化の進展に伴うサービス受給者数の増加や認知症対策や介護サービス等の充実および質の向上も求められていることから、これらについて検討した結果、基準月額が5,900円から6,300円となりました。

今回も、不公平感の解消と応益性を高めるために、所得の段階区分を11段階に設定し、併せて低所得高齢者に対する保険料の軽減強化も図っています。

平成30年4月からの月額保険料は次のとおりです。

これからも介護保険料の納入へのご協力をお願いいたします。



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料額

（単位：円）

所得段階区分	対象者	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	2,835円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.70	4,410円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階と第3段階対象者以外の方（120万円を超える方）	0.75	4,725円
第4段階	・世帯に市町村民税課税者がいるが、被保険者本人は市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額、及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	5,670円
第5段階 （基準額）	・被保険者本人が市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の方	1.00	6,300円
第6段階	・被保険者本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,560円
第7段階	・被保険者本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	8,190円
第8段階	・被保険者本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	9,450円
第9段階	・被保険者本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	10,710円
第10段階	・被保険者本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.75	11,025円
第11段階	・被保険者本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	1.85	11,655円

※世帯課税の有無により、次のとおり色分けしています。

→ 世帯非課税     → 世帯課税（本人非課税）     → 世帯課税

●問い合わせ先／福祉課 ☎25-0250

## 新しくなる配食サービス事業

利用者のお宅を訪問して、栄養バランスのとれたお食事を直接お渡しするとともに、訪問時に安否の確認をします。この「配食サービス事業」は、4月から仕組みを見直し、サービスの充実を図ります。

4月からは、「公益社団法人青年海外協力協会中国支部（通称:JOCA〈ジョカ〉）」がお食事をお届けします。



### ○利用対象者

対象者は次のとおりです。（なお、対象要件に該当しても食の自立を阻害する場合はお断りする場合があります。）

#### ○町内に居住している方で次のいずれかに該当する方

1. おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者世帯で食事確保が困難な方
2. 介護保険の要介護1から要介護5に認定された方
3. 介護保険の要支援1から要支援2に認定された方であって認知症（認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上に該当する場合をいう。）があり、食事確保が困難な方
4. 介護保険の要支援1から要支援2に認定された方であって低栄養状態のおそれが高く、食事確保が困難な方
5. 身体障害者手帳の交付を受けた方で食事確保が困難な方
6. 高齢者等利用者が属する世帯の状況が次のいずれかに該当する場合
  - (1) 家族が日中に就労することを常態としているため、世帯の介護が欠ける場合
  - (2) 家族が疾病、障がいのため、世帯の介護が欠ける場合
  - (3) 上記「2」から「5」までに該当する者のみの世帯
7. 町長が特に必要と認める場合

### ○申込方法

サービス希望する場合、次の機関にご相談ください。

- ① 居宅介護支援事業所………介護保険サービス利用者の方
- ② 福祉課または地域包括支援センター………上記①以外の方

### ○利用できる回数

1日1回夕食を提供します。（最大週5日（月～金）まで）

配達時間は、一部地域で異なりますが、午後3時から午後5時の間にお届けします。

### ○利用料金

1食 450円（基本：ごはん・おかず・汁物）

※「おかゆ」、「ごはん」なし対応はできません。なお、料金は、基本定額の450円です。



基本のお弁当のイメージ

## ○事業者による事前訪問

利用決定された方には、委託事業者「公益社団法人青年海外協力協会中国支部（通称：JOCA〈ジョカ〉）」がお宅を訪問し、サービス内容について詳しくご説明します。

## ○その他お願い

- 配達時間は、必ず在宅しているようにしてください。配達時にご不在だった場合、お食事は持ち帰ります。（当日、キャンセルなどは料金をいただきます。）
- お休みする場合には、必ず、前日午後5時までに委託事業者「公益社団法人青年海外協力協会中国支部（通称：JOCA〈ジョカ〉）」にご連絡ください。（☎0826-22-6424）
- ルート配送のため、配達時間の指定はお受けできませんのでご了承ください。
- 配達は、プラスチック製の食器で配達をしますので次回利用される時回収します。
- 利用料金をお支払いいただけなかった場合は、サービスを利用できなくなることがあります。

## (カケサン ジョカ) ×3JOCA

これから、どうぞよろしくお願いいたします。

- 配達時間 15時～17時
- 数人で配達を担当いたします。
- お箸や、醤油・ソースなどの調味料はご自身のものをご用意ください。

基本のお弁当



※キャンセル・追加の連絡は、  
前日17時までにお伝えください。

問い合わせ先  
×3JOCA(カケサン ジョカ)  
☎ 0826-22-6424  
FAX 0826-22-6540  
〒731-3702安芸太田町大字中筒賀字大平研石842-2  
龍頭ハウス内

## 安芸太田町まち・ひと・しごと創生 総合戦略推進会議を開催しました



3月20日、安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（会長：伊藤敏安 広島大学大学院教授）の平成29年度第2回会議を開催しました。

平成27年10月に策定した「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）」は、平成29年度が中間年度にあたります。具体的に事業を進める中、計画内容やKPI（重要業績評価指標）について、追加や改訂が必要な事業もでてきました。

この度の推進会議では、事務局から計画の改訂案と平成30年度に新たに取組む事業について説明を行い、委員の皆様から改訂案の理由やその妥当性等について、貴重なご意見をいただきました。

今後も計画・施行・評価検証・改善のPDCAサイクルを活用し、総合戦略の取組みを進めてまいります。

## 高齢者生活支援移動活発化事業（タクシー助成）について

右のすべての条件を満たす65歳以上の方を対象に1回あたり500円（月4回分）のタクシー助成券を交付します。

※平成29年度に交付を受けた方で、平成30年度に交付を希望される方も、再度申請が必要です。

- 町内に住所がある
- 住居が「あなたく」の区域外にある
- 自らの移動手段（自動車、原付など）または運転免許証を持っていない

●問い合わせ先／福祉課 ☎25-0250

# 「通いの場づくり」第2弾スタート!!

3月6日、安芸太田町坂根地域で「通いの場づくり」事業がスタートしました。

当日は絶好の晴れ日和で、外で日なたぼっこするにはとても気持ちの良い気候でした。参加者は8名。

初回は自己チェックとアンケート調査を実施し、1週間ごとに「いきいき百歳体操」を行い、3か月後に再び体力チェックをします。これからの活動が楽しみです!

この「いきいき百歳体操」は、ビデオを見ながら約30分間、手首や足首に重りをつけて行う軽い体操です。

体操をした後は、参加者でお茶を飲みながら近況報告をし、次回の再会を約束します。

「年を取るにしたがって、誰もが体が弱って介護が必要になる。」と思いませんか?

皆さんと毎週集い、話をしたり、体操で元気な体づくりをすることで、地域でいきいきとした生活が送れるよう、みなさんも地域で始めてみませんか?!

この事業は、地域住民が主体となり取り組む、最少人数5人以上の地域の方ならどなたでもできる事業です。是非、みなさんの元気づくり、地域づくりにつながるようお手伝いします。



## 平成30年4月から手当額が改定される予定です

### 特別障害者手当

心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。

月額 **26,940円**

※施設入所や3か月以上入院している場合は支給されません。

### 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする重度の障がい児（20歳未満）の方に支給されます

月額 **14,650円**

※対象児童が施設入所されている場合は支給されません。

### 経過的福祉手当

従来福祉手当の受給者であった方のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方に対して支給されます。

月額 **14,650円**

障害の程度やひとり親等、一定の要件を満たす方に手当の給付があります。

なお、各手当には所得制限があり、所得額に応じて給付されない場合があります。

### 児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給されます。

月額 **10,030円～42,500円**

### 特別児童扶養手当

知的障がいまたは身体障がい等が一定以上の状態にある20歳未満の児童を監護している父母、または父母に代って児童を養育している人に支給されます。

1級月額 **51,700円**

2級月額 **34,430円**

### 原爆被爆者各種手当

原爆諸手当額は、消費者物価の変動にあわせ、引き上げが行われています。

●医療特別手当

月額 **140,000円**

●特別手当

月額 **51,700円**

●原子爆弾小頭症手当

月額 **48,180円**

●健康管理手当

月額 **34,430円**

●保健手当（一般）

月額 **17,270円**

●保健手当（増額）

月額 **34,430円**

●家族介護手当

月額 **21,980円**

●介護手当（重度）

月額 **105,290円以内**

●介護手当（中度）

月額 **70,190円以内**

◎詳しいことは、福祉課・福祉事務所まで、お問い合わせください。 福祉課 ☎25-0250

# 「あきおおた地域応援ウォーク」

健康  
PLAZA

## ☆あきおおた地域応援ウォークとは…

**参加者募集!**

住民の皆さんの健康づくりを応援し、その健康づくりが地域貢献につながる事業です。自分が健康になって、地域の子どものための応援もできる「あきおおた地域応援ウォーク」に参加して、カラダもココロも健康になりましょう!

- ①歩数計またはリストバンド型活動量計（通信機能付き）を持ってウォーキングをしましょう!
- ②参加者みんなで目標を達成すると、町内の小中学校に図書カードが寄附されます。  
※希望者には歩数計またはリストバンド型活動量計（通信機能付き）を貸与します。



参加方法（選択）	参加費	貸し出し機器	その他
歩数計と記録用紙	無料	歩数計 ※個人でお持ちの歩数計・携帯電話内蔵歩数計でも結構です。	配布する記録用紙に歩数等を記入し、寄附額計算のため、達成度合いを定期的（毎月）に町へご提出いただけます。
リストバンド型活動量計（通信機能付き）	有料 1,200円（年額）	リストバンド型活動量計（通信機能付き）Fitbit社製	歩数や達成度合い等は自動的にスマホに記録・グラフ化され、表示されます。

## ☆受付期間…4月23日(月)～5月22日(火)

## ☆事業開始…6月1日(金) ※事前に申込みが必要です。

申込み方法など、詳細は今月配布していますチラシをご覧ください。

## ☆対象者…町内に住所のある平成30年4月1日時点で満年齢が20歳以上の方

※リストバンド型活動量計（Fitbit）を使用する場合は、スマートフォンまたはタブレットが必要です。（ios9.0以上またはAndroid4.4以上。条件を満たす場合でも、機種や通信事業者によっては利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。）



●問い合わせ先／健康づくり課 ☎22-0196

# 「第2次健康安芸太田21」の中間評価・中間見直しをしました

## ◇第2次健康安芸太田21とは…

安芸太田町の健康増進計画および食育推進計画です。「世代交流で生活習慣の改善」を中心に、それを推進するための7つの分野で構成されています。



## ◇計画期間

平成25年度から10年間の計画ですが、県の関連計画の終期と合わせて、最終年度を平成35年度までに変更します。平成29年度は計画の中間年にあたり、中間評価・中間見直しを行いました。

## ◇中間評価・中間見直しの方法

- 「健康安芸太田21推進計画の中間見直しに関するアンケート」の実施
  - 計画の取組状況についての関係団体に対するヒアリング
  - 健康安芸太田21推進委員会委員と食育推進担当者で、計画の進捗状況の確認と目標の設定見直し
- ※「第2次健康安芸太田21 中間評価・中間見直し」の要約は、「第2次健康安芸太田21」と併せて、町のホームページに掲載します。



皆さんも  
気をつけて!

# 「お試し」「1回だけ」の つもりが定期購入だった!?



スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。

最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6千円以上になるとの請求書が入っていた。事業者に電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。

画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかった。

## ひとこと 助言

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数か月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中で解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多々あります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。



安芸太田町消費生活相談所 産業振興課 (役場本庁東館1階) ☎28-1973  
広島県生活センター (県庁) ☎082-223-6111

～まもろう ふせごう つながろう～

## 高齢消費者等見守りサポーター養成研修会 を開催しました。

2月20日、役場東館大集会室で高齢消費者等見守りサポーター養成研修会を開催しました。

寺本ひとみ消費生活相談員から「地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう」と題し、高齢者が狙われやすい詐欺・悪質商法の事例や、地域の力で消費者被害を防ぐポイントなどをお話していただきました。

後半は、山県警察署生活安全刑事課の木村警部補から相次ぐ架空請求の手口や詐欺に合わないための心得についてお話していただきました。

高齢者等の見守り立場の地域の方や事業者の方に多数受講していただきました。引き続き、被害防止のためにご協力をよろしくお願いいたします。



# 安芸太田町職員不祥事「道路交通法違反（酒気帯び運転）による逮捕及び 県補助金の不正処理（取得）」に関する再発防止策の実施状況について

## 「再発防止に向けた5つの柱」実施状況

### 柱－4 管理監督者の責任の明確化

(1) 対策：管理監督者の職務責任をより明確にする。

#### 【取組み状況】

- ・課内会議、職員面談については、継続実施が出来ている。
- ・部下職員の業務に関して、詳細なチェック体制が不十分な部分がある。

再発防止策	進捗状況
①課内会議を確実に開催し、職員相互の情報共有を行う。	ア 不祥事防止対策会議において、各課長へ徹底及び開催状況報告
②担当職員の事務について定期的に点検・検査を行う。	ア 不祥事防止対策会議において、各課長へ徹底
③各職員の担当業務の進行状況を定期的に報告させる。(管理表作成)	ア 人事評価面談での各職員の目標設定毎に、状況報告を行う。 イ 管理表については、検討中
④人事評価制度の確実な実施（職員面談等）	ア 4月期首、10月中間、3月期末面談を実施する。
⑤不祥事を起こさないために（追加）	ア 管理職及び一般職用の注意事項作成

### 柱－5 再発防止策の具体的取組みのスケジュール明確化

(1) 対策：再発防止策のスケジュール作成（短期・中期）

再発防止策	進捗状況
①不祥事再発防止取組みスケジュール作成	ア 再発防止スケジュール策定済

## 安芸太田町議会「適正な行政事務調査特別委員会」報告について

平成30年3月の定例議会において、「第6回適正な行政事務調査特別委員会」が開催され、町から、不祥事再発防止策の状況を報告し、各委員から意見・提言等をいただきました。

議会最終日の3月16日、特別委員会佐々木委員長から「不祥事再発防止対策計画が“絵に描いた餅”にならぬよう議会としても今後注視していくこととし、委員会における報告とします。」とする最終報告が行われました。

併せて、議会発議で「職員不祥事の徹底した再発防止に向けての決議」が議決されました。

町としては、議会特別委員会は終了しますが、議会決議を重く受け止め、再発防止計画の取組みを継続し、住民の皆様の信頼回復に向けて職員一丸となった取組みを強化してまいります。



# 広報安芸太田・町ホームページ 広告掲載募集!

平成30年度の「広報安芸太田」と「安芸太田町ホームページ」に掲載する広告を募集します。あなたのお店や商品、事業所などの宣伝にぜひご活用ください。

	種類・サイズ	広告掲載料 月額
【広報安芸太田】 毎号、表紙と裏表紙 以外のページ下段、 2ページ分を確保。	1号広告 縦4.9cm×横17.3cm	8,000円
	2号広告 縦4.9cm×横8.5cm	4,000円
【ホームページ】 トップページに8枠 用意	バナー広告 縦60ピクセル 横180ピクセル	5,000円

掲載期間によって掲載料を下表のとおり割引いたします。

今年度の募集期間は平成30年5月～平成31年4月までとなります。詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

掲載期間	割引率
4～6か月	20%
7～9か月	25%
10～12か月	30%

平成30年度当初募集の締め切りは、4月13日(金)です。以降、空枠があり次第、随時募集とします。

●問い合わせ先 総務課 ☎28-2111

平成30年度 固定資産税  
名寄帳兼課税台帳の閲覧  
及び土地・家賃価格等縦  
覧帳簿の縦覧ができます

■縦覧期間

4月2日(月)～

5月31日(木)の開庁日

■場所

税務課 ☎28-2114

加計支所 ☎22-1111

筒賀支所 ☎32-2121

広島県が行うHIV抗体・  
肝炎ウイルス無料  
検査日程のお知らせ

検査は事前予約が必要です。  
問い合わせ先にご連絡ください。

◇HIV抗体検査

4月10日(火) 9時～11時

5月8日(火) 9時～11時

◇肝炎ウイルス検査

4月10日(火) 13時～14時

5月8日(火) 13時～14時

◆検査場所

広島県庁 農林庁舎1階

診察室 (広島県西部保健

所広島支所内)

●問い合わせ先

広島県西部保健所広島支所

保健課保健対策係

☎082-513-5521

## 平成30年度 納税カレンダー



税金や保険料は町の大切なエネルギー源です。期限内納付にご協力をお願いします。  
税金等の納付には、口座振替をご利用ください。【税務課・福祉課】

納期	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限		5月1日	5月31日	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日	4月1日
町県民税				1期		2期		3期			4期		
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税		1期			2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期





# 国際交流だより

## ローラのページ



### エイプリルフールについて

みなさんこんにちは!!

4月1日はイギリスでは“エイプリルフールデー”とされています。毎年お互いに軽いいたずらやジョークを言い合い、びっくりさせることに成功した時「エイプリルフールズ!」と言い、そのジョークやいたずらにだまされた人は“fool”（まぬけ）とされることは多くの人が知っていますが、その起源は分かっていません。

友人や家族の間では、朝食にゆで卵と中身のない卵の殻を入れ替えて空の卵をたたかせたり、夕食に砂糖と塩を入れ替えたり、お金を地面に張り付けるかペイントしてお金を見つけた人が興奮してお金を拾い上げようとするところを陰でのぞいたり、そのようなおもしろく、ふざけたいたずらを友人や家族にしかけます。

イギリスでは、エイプリルフールを完璧に成し遂げるのに重要なことは、そのいたずらを4月1日のお昼の12時までに行うことです。あなたが午後誰かにいたずらをしたのなら、あなたが“fool”（まぬけ）になります。

メディアや大企業はしばしばエイプリルフールの日に乗じてさまざまないたずらを行います。

たとえば、1957年、イギリスの公共放送機関BBCの「パノラマ」というテレビ番組で、スイスのスパゲッティ農家が木からスパゲッティの収穫を楽しんでいる映像を流しました。その番組はさまざまな調査から、イギリスの社会や世界中の問題を明らかにする情報番組で、その映像はみんなから信頼されていた評論家とともに、巧みに制作されました。



さらに、スパゲッティは当時異国的な外食と見なされており、多くの方はスパゲッティが小麦粉から作られているということ

を知らなかったため、この冗談に多くの人がだまされました。

放送後、多くの人々がBBCヘスパゲッティの木を自宅で栽培する方法を問い合わせる電話をかけましたが、BBCは、「スパゲッティの小枝をトマトソースの缶に入れて上手くいくように願ってください」と回答したそうです。（これもジョークです）このBBCによるエイプリルフールのいたずらは大成功を収め、現在でも最も人気があり、参考にされています。

最近では、イギリスの新聞に「グランドナショナル競馬（春に行われる大障害物競馬）において馬がヘッドフォンで音楽を聴くことが許可されました」とか、「イギリスのパン屋さんによって、左利きの人のためのサンドイッチが開発されました」またはイギリスの政治家で元財務大臣であるジョージ・オズボーンが「あまりファッションセンスが良くないことで知られています。」、「ジョージ・オズボーンが自らのファッションブランドを立ち上げた。その名も“ジョルジオ”（ジョルジオアルマーニの模倣）!」などといった記事が載りました。

日本で活動している他の多くの企業と同様に、日本の英字新聞であるジャパントゥタイムズも最近、エイプリルフールに参加しています。

たとえば「大阪はエスカレーターで立つ位置を右側から左側に変更した」とか「有名なハチ公の像が盗まれました」また、「グリコは独占的に手塗りポッキーを発表し、アウディジャパンは、新車モデルに畳座席、炊飯器、緑茶を保管するための棚を設け、日本の伝統的な家庭生活を特徴とする新車を発表した」とエイプリルフールの日にレポートしました。

私たちイギリス人は、このようなジョークやいたずらをエイプリルフールに楽しんで受け入れています。

この西洋の伝統は日本でも広がりつつあるのでしょうか？今年の4月1日のニュースをチェックしてみてください!

## 春の献血のお知らせ

若い世代の献血推進のため、加計高等学校の生徒の皆さんにもご協力をいただいています。

高校生だけではなく、この献血は町内の皆さんのご協力で成り立っています。一般の方のご参加も引き続きお待ちしております。

輸血を必要としている患者さんのために温かいご協力をお願いします。

広島県の輸血用血液が不足しています!!  
皆様のご協力をお願いします。

今年は  
バス2台!



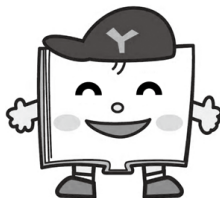
日にち **4月26日(木)**

場所 **加計高等学校**

時間 **10:00~13:00**  
**14:00~16:00**

※駐車場は校舎横およびグラウンド  
をご利用ください。

# 図書館 だより



ホームページ

- 本館** 川・森・文化・交流センター内2階 ☎22-1213
- 筒賀分室** 筒賀ふれあいプラザ内 ☎32-2601
- 戸河内分室** 地域支援センター内 ☎28-1966



<https://www.lib100.nexs-service.jp/akiota/>

## 収益金で本を購入しました

昨年11月「つつがふるさとまつり」の際に行った、フリーマーケットによる収益金で32冊の本を購入しました。その中の1冊をご紹介します！



### 『いっぱいぱくつ』

せき ゆうこ/作 小学館  
不思議な生きもの・ぱくちゃん  
が美味しいものをたくさんぱくぱく食べちゃうお話。  
読むだけでお腹がすいてきちゃう絵本です!!

## 本のリサイクル市



◆日時: 4月24日(火) 13:00~  
5月11日(金) 15:00

◆場所: 川・森・文化・交流センター  
2階 せせらぎ美術館

●保存期限の切れた雑誌、古くなって利用されなくなった本を無償でお譲りします。

## 子ども読書週間 “アニメ上映会”

◆日時: 4月28日(土)  
10:00~16:00

◆場所: 川・森・文化・交流センター  
2階 せせらぎ美術館

内容 「ふるさと再生日本の昔ばなし」(約70分)  
「つるの恩がえし・泣いた赤鬼」(約45分)  
※上映中は自由に入退場できます。

☆えほんのもりおはなし会  
本館 / 4月14日(土) 10:30



本館月末休館日 4月27日(金)

## 移動図書館やまびこ号運行日程表

	巡回場所	時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月
火曜日コース	津浪 (ぶらっとホームつなみ)	10:15~10:30						
	猪山 (猪山集会所)	11:00~11:15						
	加計小学校	12:40~13:15						
	香草 (浄化センター前)	13:45~14:00	17日	15日	12日	10日	7日	11日
	坪野 (つぼの地区交流センター)	14:15~14:30						
	安野出張所	14:40~15:00						
	修道 (修道保育所)	15:10~15:30						
木曜日コース	小坂 (見浦牧場前・堀田商店前)	9:30~9:55						
	横川 (上前屋前・アルペンハウス前)	10:25~10:45						
	松原 (旧松原小学校)	11:25~11:40	19日	17日	14日	12日	9日	13日
	戸河内小学校	12:45~13:15						
	吉和郷 (三段峡漁協前)	13:25~13:40						
	殿賀 (寿光園)	13:55~14:25						
	浄善 (浄念寺前)	14:35~14:50						
金曜日コース	上殿小学校	10:20~10:40						
	月の子 (長源寺下)	11:00~11:15						
	筒賀小学校	12:45~13:15						
	井仁 (井仁棚田交流館)	13:35~13:50	20日	18日	15日	13日	10日	14日
	筒賀児童センター	14:05~14:25						
	土居 (松信園)	14:40~15:10						

## し尿収集日

4月	9日(月)	遊谷・戸河内土居・下本郷・田吹・横川
	10日(火)	鶉渡瀬・木坂・山崎・上調子
	11日(水)	小板・松原・板ヶ谷・川手・柴木・梶ノ木
	12日(木)	見入ヶ崎・遅越・辻ノ河原
	13日(金)	宇佐・澄合・早木・芦杉・黒峠
	16日(月)	修道
	17日(火)	イロハ・塚原・香草・古市・新町・神田町空条
	18日(水)	ニホヘ・トチリ・ヌルヲ・ワカヨ・タ・レソ・ツ
	19日(木)	天神町・巴町・道の口
	20日(金)	上殿一円
	23日(月)	坪野・上久日市・下久日市・筒賀全域
	24日(火)	程原・津都見・船場・来見
	26日(木)	本町・東旭町・西旭町
	27日(金)	附地・光石
5月	1日(火)	寺領一円・月の子・杉の泊・穴袋・草尾温井・猪山・平見谷
	2日(水)	上原・鮎ヶ平・殿賀一円
	7日(月)	丁川・田之原・穴阿・川登・勝草
	8日(火)	加計土居・滝本
	9日(水)	上本郷・吉和郷・打梨・那須
	11日(金)	遊谷・戸河内土居・下本郷・田吹・横川

※平成29年4月以降のし尿汲取りには手続きが必要となります。  
役場衛生対策室または住民生活課までお問い合わせください。  
※し尿汲取手数料は、汲取した月の翌月中旬納付書送付、または翌月末日口座振替となります。

●問い合わせ先/衛生対策室 ☎23-1120

# 第121回 月例ウォーキング

■開催日/4月22日(日)

■集合場所/旧殿賀小学校グラウンド

■受付/8:00 出発/8:30

■コース/4km、6km

■参加費/100円



## 今月の当番医



4月

8日(日) 落合整形外科内科(整形外科)  
15日(日) 山根医院(内科)  
22日(日) 山根医院(内科)  
29日(日) 戸河内診療所(内科)  
30日(月) 安芸太田病院(救急サブセンター)

## 来月の当番医



5月

3日(木) 安芸太田病院(救急サブセンター)  
4日(金) 安芸太田病院(救急サブセンター)  
5日(土) 安芸太田病院(救急サブセンター)  
6日(日) 安芸太田病院(救急サブセンター)  
13日(日) 落合整形外科内科(整形外科)  
20日(日) 戸河内診療所(内科)  
27日(日) 山根医院(内科)

## 今月の納税等

4月

○国民健康保険税……………第1期  
○介護保険料……………第1期  
(納期限:5月1日)  
※納期限を必ず守りましょう

## 平成30年度 粗大ごみ収集日程

4月9日(月)	粗大ごみ①区域	第1回
4月9日(月)	長田・中央・箕角・与一野・才中得・寺領・長原月の子・草尾・上杉・下杉・穴袋・筒賀全域 ※草尾は電話予約が必要です。	
4月23日(月)	粗大ごみ②区域	
4月23日(月)	戸河内土居・上本郷・下本郷・田吹・吉和郷打梨・那須・戸河内横ヶ原・川手・柴木・板ヶ谷戸河内松原・小板・梶ノ木・遊谷・横川 ※打梨、那須、横川は電話予約が必要です。	
5月14日(月)	粗大ごみ③区域	
5月14日(月)	川登・穴阿・田之原・丁川・神田町・新町・古市空条・本町・東旭町・西旭町・天神町・巴町滝本・加計土居・上調子・加計山崎・見入ヶ崎加計上原・鮎ヶ平・西調子・明ヶ谷・穂坪・高下上堀・下堀・江河内・埜・鶉渡瀬・木坂・温井猪山・平見谷・鹿籠頭	

※粗大ごみ集積場所に出してください。  
※①~④は「ごみ収集カレンダー」に記載されている収集区域です。収集区域によって収集日が異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。

安芸太田町は… 男性 2,963人 女性 3,401人 計 6,364人 3,142世帯 2018年(平成30年)3月31日現在

# 祝卒業

3月10日に中学校の卒業式が行われ、町内の3年生37名が卒業しました。安芸太田中学校は第1回目の卒業式となりました。また、3月20日には小学校の卒業式が行われ、町内の6年生34名が卒業しました。さらに、3月22日に戸河内幼稚園の卒園式が行われ、1名が卒園しました。それぞれの進路に向けて、新しい一歩をあゆみます。



加計中学校



安芸太田中学校



上殿小学校



加計小学校



筒賀小学校



戸河内小学校



戸河内幼稚園

初めての  
**誕生日**  
満1歳の誕生日  
おめでとうございます。

※掲載にあたっては保護者のご了解を得ています。



おき 柚子は  
**沖 柚葉ちゃん**  
【修道本郷】



わかもと なつめ  
**若本 夏芽ちゃん**  
【戸河内上本郷】



にわた あさひ  
**庭田 朝陽ちゃん**  
【筒賀天神原】

いつもにこにこ笑顔でみんなを癒してくれるゆあちゃん♡  
まねっこが上手で、いろんなことができるようになったね!  
これからの成長も楽しみにしてるよ!

いつもみんなを笑顔にしてくれてありがとう♡

朝陽スマイルはみんなの癒し♡  
これからも元気に毎日笑顔であくあく成長していつかね!!

